

## 4. 災害に係る住家の被害認定について

### 具体的な検討課題

- ① 市町村や調査員により判定結果にばらつきが生じないようにするために、どのような取組が必要か。
- ② 市町村職員が被災することにより、住家被害認定のためのマンパワーが不足する事態に備えて、どのような取組が必要か。
- ③ 災害発生時に国が空中写真により被害状況等を提供するなど、国が積極的に技術的支援を行うことができないか。

### 【現状等】

- ・ 災害が発生してから調査・判定方法に関する研修を行うことが少なくない。
- ・ 被災市町村の職員のみで住家被害認定を実施している。
- ・ 空中写真等は住家の被害調査において積極的には活用されていない。

# 「災害の被害認定基準」等について

## ■被害認定基準

### ①「災害の被害認定基準について」（平成13年内閣府政策統括官通知）

- ・災害時の被害状況の報告のため、関係各省庁の通達等で定めていた判断基準（「住家全壊」、「住家半壊」等）について各省庁に差異があることから、昭和43年6月に統一
- ・住家被害については、建築技術の進歩による住宅構造や仕様の変化などを踏まえ、関係省庁等の参加の下、住家の全壊・半壊に係る認定基準について平成13年6月に改定

### ②「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成19年内閣府政策統括官通知）

- ・「住家半壊」のうち大規模半壊の認定基準を規定

## ■調査・判定方法

### ○「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成13年内閣府）

- ・災害により被害を受けた住家の被害認定が迅速かつ的確に実施できるよう、具体的な調査方法や判定方法を定めたもの
- ・「災害の被害認定基準について」に規定される住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合の算出方法を定めたもの
- ・平成21年6月及び平成25年6月に改定

## 災害の被害認定基準と被災者生活再建支援法との関係

被災者生活再建支援法に規定する被災世帯の認定は、「災害の被害認定基準」等により行うこととされている。

### ■「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令の施行について」 (平成22年9月3日府政防第608号内閣府政策統括官通知別紙2)(抜粋)

#### 第4 被災世帯の認定

##### 1 被害認定

住宅の被害認定は、本通知のほか、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)、「浸水等による住宅被害の認定について」(平成16年10月28日府政防第842号内閣府政策統括官(防災担当)通知)により市町村が行い都道府県が取りまとめるものとすること。被害認定に当たっては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めること。なお、全壊には全焼、全流出が、半壊には半焼が含まれるものとする。

※ 内閣府が関係省庁の協力を得て作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年7月作成、平成21年6月改定)」には、被害認定基準に基づき、被害認定を円滑かつ迅速に行うための標準的な調査方法及び判定方法が示されている。

# 申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告

総務省では、許認可等の申請手続の迅速かつ的確な処理と負担軽減を図る観点から、その実施状況を調査し、平成25年3月1日に、東日本大震災における被災者支援のための手続を対象に勧告を取りまとめた。

## ■申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告(東日本大震災関連)(平成25年3月総務省)(抜粋)

### 1. 罹災証明書の迅速な発行と信頼性の確保等

#### 【所見】

したがって、内閣府は、被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明の迅速化と信頼性の確保を図るため、遅滞なく交付すべきことについて法的な位置付けを行うとともに、市町村に対し、以下の技術的助言を行う必要がある。

- ① 罹災証明に関する規程やマニュアルの作成などの事前の準備を促進すること。
- ② 罹災証明書の発行時期に関する方針、第1次調査の実施方法を検討し、罹災証明書発行の迅速化を図るとともに、市町村間で発災から証明書発行までの期間に大きな差が生じることを防ぐこと。
- ③ 平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟、被害調査の実務経験者の活用、建築士等の専門家との協定締結を促進するなど、調査に対する信頼感を高めることにより、市町村の間で被害認定に対する再調査依頼の発生に大きな差が生じることを防ぐこと。
- ④ 法律の施行通知などにより、被害認定に対する再調査依頼ができることについて、引き続き周知徹底すること。

## 勸告(平成25年3月総務省)に対する改善措置状況

### ■申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査(東日本大震災関連)結果に基づく勸告に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)(平成25年11月)

#### 1. 罹災証明書の迅速な発行と信頼性の確保等(抜粋)

- ① 災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号。平成25年6月21日公布、一部施行。)により、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に、市町村長は、被災者から申請があったときは、遅滞なく、罹災証明書を交付しなければならない旨を規定
- ② 罹災証明書に関する規程や様式を事前に定めておくこと、関係職員が事務処理に当たって参照することができる簡便なマニュアルを作成しておくこと等、罹災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するための具体的な取組について、「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」(平成25年6月21日付け府政防第559号・消防災第246号・社援総発0621第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省社会・援護局総務課長通知。)により通知
- ③ 「災害に係る住家の被害認定に関する検討会」(座長・坂本功東京大学名誉教授)において、住家被害認定の事務手続の迅速化や簡素化について検討を行い、その結果を踏まえ「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成13年7月(内閣府(防災担当)))を改定し、平成25年6月24日付けで各都道府県を通じ市町村に通知
- ④ 被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するよう運用通知により各都道府県を通じ市町村に通知

## 災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年6月21日施行)

東日本大震災に際し、罹災証明書の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じた事例も少なくなかった結果を踏まえ、住家の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体や民間団体との連携確保などに平常時から努めることを、市町村長の義務とした。

### 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(抜粋)

(罹災証明書の交付)

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年6月21日施行)

## ■「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」(平成25年6月21日内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当)等通知)(抜粋)

### 第一 災害対策基本法の一部改正関係

#### VI 被災者の援護を図るための措置

##### 1. 罹災証明書の交付(法第90条の2関係)

##### ⑤「その他必要な措置」について(第2項関係)

罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保のうち、「職員の育成」については、平常時における被害状況調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟、被害状況調査の実務経験者の活用等が考えられる。

また、「他の地方公共団体等との連携確保」については、近隣市町村、都道府県等との協定の締結などによる相互応援体制の構築、建築士等の専門家との協定締結による応援体制の構築等が考えられる。

「その他必要な措置」としては、罹災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため罹災証明書に関する規程や様式を事前に定めておくことや、関係職員が事務処理に当たって参照することのできる簡便なマニュアルを作成しておくこと、罹災証明書の交付申請の受付会場を事前に想定しておくこと等が想定される。

# 防災基本計画における位置づけ

## ■防災基本計画(平成26年1月 中央防災会議決定)(抜粋)

### 第2編 各災害に共通する対策編

#### 第1章 災害予防

##### 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え

##### 11 災害復旧・復興への備え (2) 罹災証明書の発行体制の整備

○市町村は, 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう, 住家被害の調査の担当者の育成, 他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど, 罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

○都道府県は, 市町村に対し, 住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により, 災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

#### 第3章 災害復旧・復興

##### 第4節 被災者等の生活再建等の支援

○市町村は, 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに, 各種の支援措置を早期に実施するため, 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し, 遅滞なく, 住家等の被害の程度を調査し, 被災者に罹災証明書を交付するものとする。

※ 「第3編 地震災害対策編」、「第4編 津波災害対策編」、「第5編 風水害対策編」、「第6編 火山災害対策編」、「第7編 雪害対策編」、「第14編 大規模な火事災害対策編」にも同様の記載あり

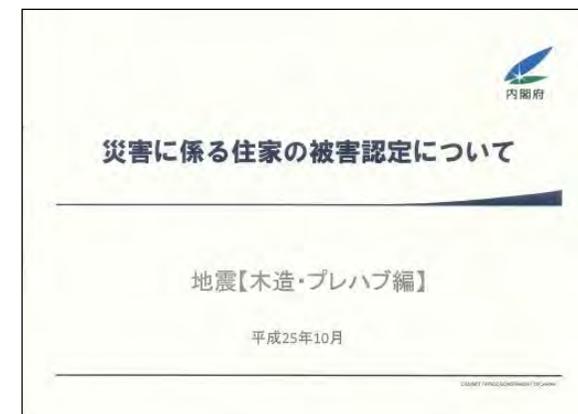
# 災害に係る住家の被害認定の適切な実施の支援

## ■ 執務資料の整備・公表

The screenshot shows the 'Disaster Information Page' from the Japanese Cabinet Office. The page title is '防災情報のページ' (Disaster Information Page) with the subtitle 'みんなで減災' (Everyone Reduces Disaster). The main navigation menu includes: 災害状況 (Disaster Status), 新着情報 (New Information), 地震・津波対策 (Earthquake/Tsunami Countermeasures), 火山対策 (Volcano Countermeasures), 風水害対策 (Flood/Storm Countermeasures), 雪害対策 (Snow Disaster Countermeasures), 防災対策制度 (Disaster Countermeasure System), 災害応急対策 (Disaster Emergency Countermeasures), 教育・啓発 (Education/Outreach), 国際防災協力 (International Disaster Cooperation), 会議・報告 (Meetings/Reports), 広報・報道 (Publicity/Press). The breadcrumb trail is: ホーム > 防災対策・制度 > 被災者行政災害に係る住家の被害認定. The main content area features several sections: 1. '災害に係る住家の被害認定' (Disaster Damage Assessment of Residential Buildings). 2. '東日本大震災（平成23年東北地方太平洋沖地震）への対応について' (Response to the Great East Japan Earthquake (2011 Tohoku Earthquake)). It includes links for: '平成23年東北地方太平洋沖地震に係る被害認定迅速化のための調査方法について' (PDF: 582KB), '地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の内容についてはこちら' (PDF: 105KB), '事務連絡（平成23年3月31日）' (PDF: 722KB), and '（平成23年5月2日）' (PDF: 28KB). 3. '災害に係る住家の被害認定について' (About Disaster Damage Assessment of Residential Buildings). It includes links for: '被害認定とは' (PDF: 204KB) and '災害に係る住家の被害認定の概要' (PDF: 104KB). 4. '災害の被害認定基準について' (About Disaster Damage Assessment Standards). It includes a link for: '「災害の被害認定基準について」' (PDF: 9KB) 平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知. 5. '大相持坐撞について' (About Large Stagnation/Impact).

内閣府 ホームページ「災害に係る住家の被害認定」  
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

## ■ 研修用資料の作成・配布



地方公共団体向け講習会テキスト



研修用DVD

# 都道府県における災害に係る住家の被害認定に関する研修の実施

平成25年度には、全国の都道府県のうち過半数が、災害に係る住家の被害認定に関する研修を実施することとしている。

## ■平成24年度

18都府県において研修を実施

岩手県 群馬県 埼玉県 東京都 新潟県 静岡県 愛知県  
三重県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 山口県 香川県  
福岡県 佐賀県 大分県 鹿児島県

※うち災害時 4府県(京都府 福岡県 大分県 鹿児島県)



会議室での研修

## ■平成25年度

24都府県において研修を実施

岩手県 福島県 群馬県 埼玉県 東京都 新潟県 静岡県  
三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県  
島根県 山口県 香川県 愛媛県 福岡県 佐賀県 熊本県  
大分県 鹿児島県 沖縄県

※うち災害時 1府(京都府)

(注1)他県と合同で開催したものを含む

(注2)平成25年度は、平成26年2月末現在



実地研修

## 都道府県による被災市町村への調査チームの派遣

### ■兵庫県の取組み事例(平成25年淡路島付近を震源とする地震による被害)

- ・被害発生:平成25年4月13日
- ・派遣期間:平成25年4月15日～5月10日(15日間)
- ・派遣先:淡路市、洲本市
- ・派遣者数:377名(県職員65名 市町職員312名)
- ・派遣元市町:36市町(24市 12町)
- ・調査棟数:洲本市 4, 141棟 淡路市 2, 416棟
- ・支援内容:家屋被害調査が必要な建築物について、早期に調査を完了させるための人員を派遣



淡路島現地調査の様子

### ■東京都の取組み事例(平成25年台風26号に伴う被害)

- ・被害発生:平成25年10月16日
- ・派遣時期:平成25年11月5日～9日(5日間)
- ・派遣先:大島町
- ・派遣者数:320名(都職員160名 区市町村職員160名)
- ・派遣元市町村:23区市町村(6区 10市 4町 3村)
- ・調査棟数:774棟(11月21日時点)
- ・支援内容:被災した建物の被害認定調査を支援する職員の派遣



大島町ミーティングの様子



大島町現地調査の様子

# 災害に係る住家被害調査等に関する民間団体との協定の締結

## ■建築士会・建築士事務所協会との協定

### ○京都府

- ・県と建築士会・建築士事務所協会が協定を締結

### ○佐倉市(千葉県)

- ・市と建築士会・建築士事務所協会が協定を締結
- ・より多くの建築士の協力を得られるよう、市の費用負担を明確化

## ■土地家屋調査士会との協定

### ○静岡県

- ・県が市町と県土地家屋調査士会との協定締結を促進
- ・県が土地家屋調査士会会員及び市町職員を対象とした研修を行う

### ○三重県

- ・市町からの要請に基づき、県が県土地家屋調査士会に被害認定業務の協力を要請

## ■行政書士会との協定

### ○新潟県

- ・被災者が市町村等へ提出する書類の作成を行政書士が支援
- ・行政書士会が被災者支援相談センターを開設

### ○下関市(山口県)

- ・被災者が官公庁への提出書類を作成する際、行政書士が無料相談



土地家屋調査士に対する研修



行政書士会との協定締結

# 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定(平成25年6月)

## 1. 東日本大震災以降に発出した事務連絡の運用指針への反映

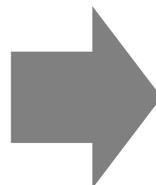
- 地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定方法(平成23年5月2日付け事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」)について、恒久化し運用指針へ反映
- 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法(平成23年3月31日付け事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」)のうち「1. 津波による住家被害」について、一部改定のうえ、水害編の第1次調査として運用指針へ反映

## 2. 部位別構成比の見直し

- 固定資産評価基準の見直し等を踏まえた部位別構成比の見直し

木造・プレハブ住家

(平成21年)	
屋根	10%
柱(又は耐力壁)	20%



改定後	
屋根	15%
柱(又は耐力壁)	15%

地震による被害に係る第1次調査(木造・プレハブ住家)

(平成21年)	
屋根	10%
壁(外壁)	80%



改定後	
屋根	15%
壁(外壁)	75%

# 「損傷程度の例示」の改訂(平成26年3月)

運用指針において、損傷の程度を主として文章表現により解説した損傷の例示について、より具体的なイメージを持つことが可能となるよう、写真等を用いて紹介した「損傷程度の例示」(平成22年3月内閣府)を、平成26年3月に改訂。

## ■改訂のポイント

### 1. 運用指針の改定内容(平成25年6月)の反映

- 木造・プレハブ「地盤の液状化等による損傷」を追加
- 木造・プレハブ「水害による被害」に「第1次調査」を追加
- 被害認定フローの修正
- 部位別構成比の見直しを反映 等

### 2. その他

#### (1) 構成の見直し

- 災害の種類別に分割して携行できるよう構成を変更
- 工法、構造の説明図を追加
- 部位の掲載順を調査票における掲載順に変更 等

#### (2) 「被害認定の概要」の掲載内容の充実

- 「班体制と役割分担」「調査時に使用する機材の例」等を追加

#### (3) 写真等の見直し

- 写真、挿絵の一部を更新 等



## 国土地理院による空中写真の撮影・提供

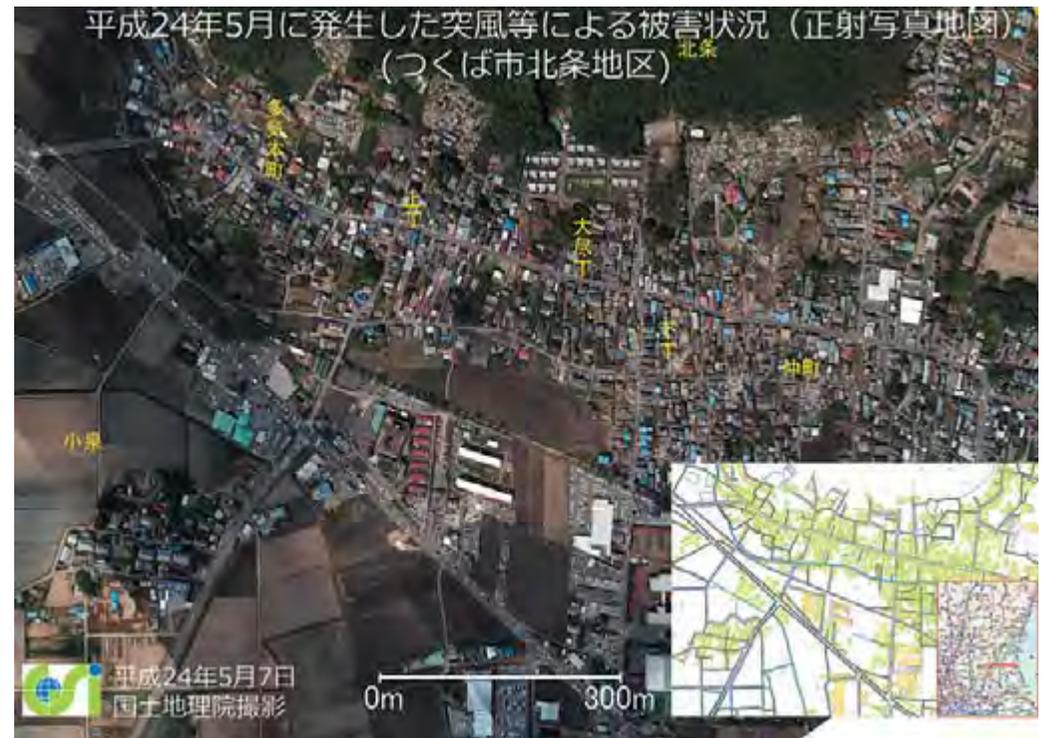
- 国土地理院においては、いつ発生するか分からない自然災害に迅速に対応するため、測量用航空機「くにかぜⅢ」により通年で機動性のある運航を可能とする体制を取っている。
- 地震、火山噴火、水害等の大規模な災害発生時には、その状況に応じて空中写真の緊急撮影等による観測を行い、迅速に災害情報等を関係機関に提供している(国土地理院HP上でも公開)。



測量用航空機「くにかぜⅢ」



空中写真(東北地方太平洋沖地震:仙台市若林区荒浜周辺)  
上:被災前(2008年撮影) 下:被災後(2011年3月12日撮影)



平成24年5月に発生した突風等による被害状況  
(つくば市北条地区)

## 空中写真等の活用による住家被害調査の円滑化(東日本大震災)

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害については、膨大な調査棟数、現在の被災市町村の被害認定業務実施体制に鑑み、以下の方法による第1次調査により被害を認定。

- ①空中写真又は衛星写真を活用して、対象住家が津波により流失したかどうか確認。
- ②流失した住家については、全壊と判定。

<参考>

1. 被災地域の空中写真については、国土地理院のHPで閲覧可能。
2. 内閣府内に置かれたボランティアによる地図作成チーム(EMT)において、被災地域の空中写真と住宅地図を重ね合わせたものをWEB上で公開。
3. 沿岸部の被災地域の衛星写真については、(株)日立製作所及び(株)日立ソリューションズから無償提供。



空中写真の例

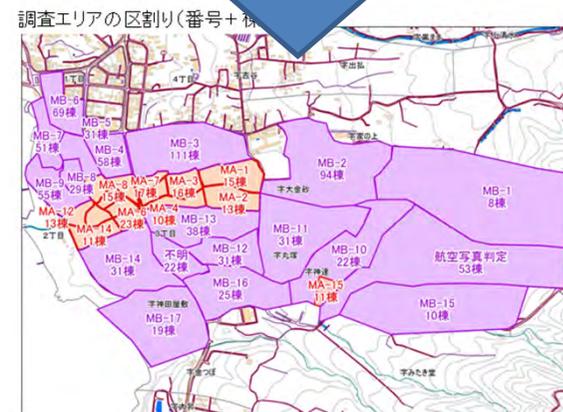


衛星写真の例

# 空中写真の活用による住家被害調査の円滑化(平成25年台風26号による土砂災害)

平成25年台風26号による土砂災害については、国土地理院から提供された空中写真をもとに建物被害の特徴を把握し、調査方針、調査対象地区の設定・区分を検討することにより、住家被害調査を円滑に実施することができた。

- ①立ち入りが制限されている地域は空中写真や外観目視による確認
- ②外力損傷が著しい地域をあらかじめ設定し、木造・プレハブ造で2階以下の戸建て住宅の場合は1次調査から実施
- ③上記に該当しない地域・建物は2次調査から実施



資料:東京都提供

## 対応方針(案)

東日本大震災関連の勧告(平成25年3月総務省)に対する改善措置に加え、以下の取組を実施。

### 1. 「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(平成22年 内閣府)を改訂し、

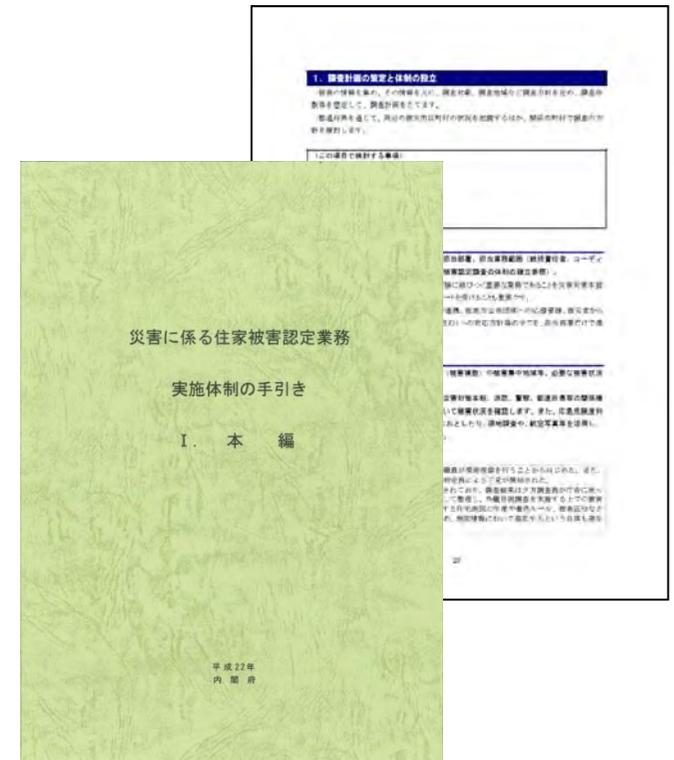
- ① 平時からの研修の実施
- ② 都道府県による調査チーム派遣  
(他の都道府県からの応援を含む)

### ③ 民間団体との協定の締結

### ④ 空中写真等の活用

等の取組事例を充実。

### 2. 被災市町村において住家の被害状況調査の方針策定、調査範囲の設定等に活用できるよう、国土地理院ホームページへ空中写真が掲載され次第、内閣府から被災地方公共団体へ周知。



災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き